

社会保障審議会 介護保険部会
介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会
委員長 野口晴子 様

「介護分野の文書に係る負担軽減について」

2019年8月28日
一般社団法人全国介護事業者連盟
専務理事 斉藤正行

当団体では、深刻な人材不足に直面している介護事業所において、介護分野の文書に係る負担軽減の実現は、最優先事項で取り組んで頂くべき事項であるとの認識であり、この度、団体幹部の運営事業者及び会員事業者より意見集約を行い、下記の通り意見提言をさせていただきます。

◆専門委員会での検討事項

以下は、本専門委員会で示された検討事項となります。

(1) これまでに取組が進められている以下の分野について、必要に応じ更なる共通化・簡素化の方策を検討する。(様式例の見直し、添付文書の標準事例作成)

- ①指定申請関連文書(人員・設備基準に該当することを確認する文書等)
- ②報酬請求関連文書(加算取得の要件に該当することを確認する文書等)
- ③指導監査関連文書(指導監査にあたり提出を求められる文書等)

(2) (1)に掲げる分野以外を含めて、地域によって取扱に顕著な差異があり、事業者及び指定権者・保険者の業務負担への影響が一定程度見込まれる文書の共通化・簡素化の方策を検討する。(例:自治体によって解釈が分かれることが多い案件の整理)

◆共通する提言内容について

当団体が考える負担軽減につながる提言について、上記の検討事項の個別項目ごとの提言内容に至る前提条件として、共通する提言項目について下記の通り示させていただきます。

我々は、各種の提出書類それぞれについて、基本的にはその必要性を十分理解しており、提出すべき書類、帳票項目それ自体で削減すべき内容については、極めて限定的であるとの認識であります。しかしながら、その上においても、以下の4つの視点に基づく方策を、それぞれの場面ごと、サービス種別ごとに、個別具体的に実践することが出来れば、介護現場の文書負担は大幅に削減されると認識しております。

1. 自治体独自の過度なローカルルールの廃止と、標準化に向けたガイドラインの策定及び見直しと、運用の厳格化を徹底頂きたい。

すでにこれまで多くの指摘がなされており、本専門委員会においても対策が検討されていることではありますが、当団体としても改めて自治体独自のローカルルールの弊害と現場の窮状を訴え、過度なローカルルールの原則廃止を強く求めます。

ローカルルールの現状や課題については、その一例として参考資料の①をご参照ください。この参考資料は変更届提出時のごく一部の事例であり、場面ごと、サービス分類ごとに全てこのようなローカルルールが発生しており、拠点を広げて複数事業所を展開している事業者にとっては、膨大な事務作業が発生しており、事業所職員の負担増及び本来の専門業務へ従事する時間が少なくなってしまうています。もしくは本社に書類対応専門職員を採用している事業者も散見されます。公金である介護報酬がそのような業務への人件費へと流用されている現状については、いち早く改善頂くよう強く望みます。

2. ペーパーレス化の推進、ワンストップでのオンライン化、書類データをサーバー管理・クラウド管理（WEB入力・電子申請等）出来る環境整備を検討頂きたい。

こちらもすでにこれまで多くの指摘がなされており、本専門委員会においても対策が検討されていることではありますが、当団体としても改めて各種提出書類、保管書類に関するペーパーレス化、オンライン化の推進を強く求めます。

情報管理、セキュリティ対策に多大な労力とコストが生じることは容易に想像が付きませんが、全国の自治体、介護事業者間での紙ベースでの日々のやり取りは凶りしれない時間と労力と、紙消費が生じています。自治体と介護事業者間のやりとりのみにとどまらず、介護事業者間、とりわけ在宅サービスにおけるケアマネジャーと各事業所間のやり取りのオンライン化の実現が可能となれば事業者の生産性は飛躍的に向上することから、ペーパーレス化・オンライン化の導入を本格的に検討願いたい。

3. 複数入力、2度手間3度手間の削減を目指し、統一化・共通化できる仕組み・体制の構築を個別具体的に検討頂きたい。

こちらもすでに一部は指摘がなされており、本専門委員会においても一部対策が検討されていることではありますが、当団体としても改めて様々な場面で、同様の項目を複数回記載することや、同一敷地内での別サービスに関する統一化・共通化できる仕組みの構築を強く求めます。

これには、関連する別の法律（介護保険法と老人福祉法、生活保護法等）との重複や運用ルールの違いを統一化・共有化することや、同一敷地内での別サービスにおける重複する帳票の統一化・共有化や実地指導の合同化、基本報酬と加算報酬の算定において共通する項目の記載など、多くの場面で散見されています。

4. 法人の運営実績や実地指導等の結果に基づく、カテゴリー分けを行い、提出書類や提出頻度、指導内容に濃淡をつけることを検討頂きたい。

現在の運用ルールでは、運営実績、経験も豊富でコンプライアンス体制が整備されている事業者と、新規事業者や、コンプライアンス体制が不十分な事業者も、全て、コンプライアンス精神の乏しい悪質な事業者を撲滅することを前提とした厳格な管理体制がとられている。公金を運用する保険事業であること

から悪質事業者へのチェック体制を強化することは重要ではあるものの、一部の悪質事業者を前提とした仕組みを構築することで、多くの適正な運営を行っている事業者及び、自治体が過剰な労力を生じさせてしまっていると考えられます。過去の運営実績や実施指導の結果等を踏まえて、変更届の提出期限の見直し（1年に1度の定期報告とするなど）、指定申請の更新期限や提出書類の見直し、計画書等の更新期間の見直しなどを検討頂くこと等を望みます。その他にも多数の事項を見直すことが検討でき、全体として大幅な文書削減に繋がることが期待されます。

◆検討事項に対する個別の提言内容について

上述した共通する提言内容4つの項目の1～3に従い、検討事項それぞれの具体的な負担軽減を検討頂きたい方策について、各事業者より頂いた提言内容をもとに下記に示させていただきます。

※ただし、今回は、短期間で会員企業より収集した項目を抜粋して一部のみ列記しております。今後、当団体では別途、委員会を設置し、法人ごと、サービスごとそれぞれにおいて、上記の趣旨に基づいた個別具体的な負担軽減の方策について取りまとめる予定としております。

(1) これまでに取組が進められている以下の分野について、必要に応じ更なる共通化・簡素化の方策を検討する。(様式例の見直し、添付文書の標準事例作成)

①指定申請関連文書（人員・設備基準に該当することを確認する文書等）

指定申請に関する提出書類においては、ほとんどの項目において提出の必要性を感じており、削減すべき項目自体は限定的であると認識しており、以下には限定した削減必要項目の提言をとりまとめております。指定申請以上に重要なことは、変更届に関する事務作業の煩雑さと不必要な作業への問題認識を感じている意見が事業者より数を占めております。

1. 自治体独自の過度なローカルルールの原則廃止と、標準化に向けたガイドラインの策定及び見直しと、運用の厳格化を徹底頂きたい。

・自治体ごとに書式、様式がバラバラである。とりわけ同じ書式のファイル形式がワードとエクセルなど自治体によって異なる場合、ファイルをコピーして流用することもできず一から同様の書類を作成しなければならない。今回の提言において、変更届に関するローカルルールへの意見が事業者より最も多くあがってまいりました。

・変更届の提出期限が変更後10日以内とされているが、役員変更の登記に10日以上を要することが一般的であり、登記簿の提出を求められる自治体では確実に10日以内の提出を行うことが出来ず、その際には「遅延理由書」の提出が求められ、更なる事務負担が発生している。

・変更届添付書類（反社会的勢力排除の表明書）に就任役員の自著を求める自治体も存在する。

・同様にグローバルな展開を行っている法人の場合には、海外勤務の役員も存在しており、変更届において各役員の実印での押印を求められる自治体もあり、10日以内の提出が困難なケースも散見される。

・勤務表の様式についてはエクセル方式で自動計算が入力された書式をスタンダードとしてもらいたい。また計算方法が自治体によって異なるケースが散見される。

- ・申請時、変更届の提において、提出を求められる定款や資格証への原本証明が必要である自治体とそうでない自治体が存在する。
- ・申請時の提出書類に際して、実印と認印の考え方についても自治体ごとに見解が異なる。
- ・自治体ごと、更には行政担当者による指導内容に著しい差が生じているため、より詳細なガイドラインの策定とガイドラインの運営順守を徹底頂きたい。

2. ペーパーレス化の推進、ワンストップでのオンライン化、書類データをサーバー管理・クラウド管理（WEB入力・電子申請等）出来る環境整備を検討頂きたい。

- ・指定申請、変更届、更新申請全てにおける電子化を推進頂きたい。

3. 複数入力、2度手間3度手間の削減を目指し、統一化・共通化できる仕組み・体制の構築を個別具体的に検討頂きたい。

- ・介護保険法と老人福祉法の両方において類似の申請関連書類が必要となっており、重複しているもののうち統一化・共通化を図れるものを検討頂きたい。
- ・法人情報の変更事項（法人名や役員の変更など）や、同一敷地内での併設サービスにおける共通項目の変更に関する変更届をサービス種別ごとに同じ内容のものを作成する必要があるため、共通するものは1枚の変更届に各サービス種別を記載して提出できる仕組みを検討頂きたい。
- ・特別養護老人ホームと併設するショートステイの空床型は、設備、人員配置ともに同一の場合には添付書類が重複している。
- ・指定申請時に提出を求められる職員配置体制、勤務計画、職員の雇用契約書など勤怠に関する項目の重複を改めて見直して頂きたい。運営規定においても職員の人数等の記載がある。

4. その他

- ・指定申請時に提出を求められる設備・備品等の写真データは、申請前の現調において確認することが可能であることから、写真データの提出は不要であると考えます。

②報酬請求関連文書（加算取得の要件に該当することを確認する文書等）

1. 自治体独自の過度なローカルルールの原則廃止と、標準化に向けたガイドラインの策定及び見直しと、運用の厳格化を徹底頂きたい。

- ・自治体ごと、更には行政担当者による指導内容に著しい差が生じているため、より詳細なガイドラインの策定とガイドラインの運営順守を徹底頂きたい。
- ・処遇改善加算において、Q&Aでも認められている法人単位での申請が認められない自治体も一部存在し、2種類の資料を作成しなければならない。
- ・訪問介護における同一建物減算における減算人数の計算方法が自治体によって異なる。
- ・認知症専門ケア加算の算定要件となる「日常生活自立度」の確認において主治医意見書、居宅介護支援事業所からの開示を拒まれるケースが散見されており（利用者面前による閲覧確認のみ応じているケース等）、相当なる手間が生じており、算定要件の見直しを検討頂きたい。

- ・国保連への届出書や過誤申立書のフォーマットや提出期限、審査結果の通知タイミング等が自治体ごとに異なる。

2. ペーパーレス化の推進、ワンストップでのオンライン化、書類データをサーバー管理・クラウド管理（WEB入力・電子申請等）出来る環境整備を検討頂きたい。

- ・報酬に関連する書式、記録のペーパーレス化、オンライン化を全面的に推進して頂きたい。

3. 複数入力、2度手間3度手間の削減を目指し、統一化・共通化できる仕組み・体制の構築を個別具体的に検討頂きたい。

- ・「介護給付費算定にかかる体制等状況一覧表」を変更時に都度提出を求められますが、「介護給付費算定にかかる届け出書・変更届け出書」に都度変更点を記載しているため、重複している。

- ・勤務表等の人員体制の報告についてすでに提出しているにもかかわらず、加算算定ごとに同様の書類の提出が求められる。

- ・処遇改善加算と新たな特定処遇改善加算における提出書類の重複が発生しないよう検討頂きたい。

- ・サービス提供体制強化加算の実績報告と勤務実績の報告において重複が存在する。

4. その他

- ・ケアプラン、サービス計画書、各種加算の計画書の見直し頻度についても、事業所の実績に応じて、頻度を固定せず、利用者ごとの状況に応じた個別判断を可能とする仕組みを検討頂きたい。

③指導監査関連文書（指導監査にあたり提出を求められる文書等）

1. 自治体独自の過度なローカルルールの原則廃止と、標準化に向けたガイドラインの策定及び見直しと、運用の厳格化を徹底頂きたい。

- ・自治体ごと、更には行政担当者による指導内容に著しい差が生じているため、より詳細なガイドラインの策定とガイドラインの運営順守を徹底頂きたい。

2. ペーパーレス化の推進、ワンストップでのオンライン化、書類データをサーバー管理・クラウド管理（WEB入力・電子申請等）出来る環境整備を検討頂きたい。

- ・実地指導に際してペーパーレス化、オンライン化の推進を検討頂きたい。

3. 複数入力、2度手間3度手間の削減を目指し、統一化・共通化できる仕組み・体制の構築を個別具体的に検討頂きたい。

- ・同一敷地内での別サービスの実地指導は同日もしくは連続して行うことを徹底頂くとともに、その際に同様の書類をサービス種別ごとに提出することは不要と考えられる。

- ・実地指導において提出を求められる「指定申請書、各種変更届出書」については、すでに提出済みのため事業所での準備は不要と考えられる。

- ・経営状況の報告において決算関連の情報提供を行っているため、実地指導に際して決算書類の提出は

役所内での情報共有において対応を頂きたい。

4. その他

- ・実地指導において提出を求められる「年度内退職者の人数」は項目として不要と考えられる。

(2)(1)に掲げる分野以外を含めて、地域によって取扱に顕著な差異があり、事業者及び指定権者・保険者の業務負担への影響が一定程度見込まれる文書の共通化・簡素化の方策を検討する。(例：自治体によって解釈が分かれることが多い案件の整理)

・書類の保存期間に関して、介護保険法に基づく期間と生活保護法に基づく期間が異なっていることや、自治体によっては特別の期間が設けられているなど、保存期間ルールが統一されていないため管理が煩雑となっている。合わせて紙での保管では場所の確保も大きな課題となることからペーパーレス化、データ管理の運用ルールを柔軟にすることでこれらの問題解決にも繋がります。

- ・WAM ネットへの情報公開すべき情報も、様々に提出している情報と重複しているものが多い。

提言内容については以上となります。

◆当団体の概要

【設立趣意】

日本が迎える超高齢社会という国家的課題を乗り越えるため、私たちは持続可能な社会保障制度の確立が不可欠であると考えています。社会保障制度の一翼を担う介護保険制度の持続可能性の確立には、介護現場の視点から、実証データやエビデンスを基にした具体的提案が求められます。今こそ、各サービス・法人種別ごとに細分化された団体で活動する約 180 万人の介護職員が一団となり、従来の発想を超えるパラダイムシフトを介護業界で起こしていくことが求められているのです。

日本国民誰もが安心した老後生活を過ごせる社会の実現に向け、「介護の産業化」と「生産性の向上」を持続可能な介護保険制度の確立を支える 2 大テーマに掲げ、法人・サービス種別の垣根を超えた介護事業者による団体として、活動をしてまいります。

【法人概要】

名称：一般社団法人 全国介護事業者連盟

本店：東京都港区新橋 6-4-3 ル・グラシエルビルディング 7 3 階

設立：2018 年 6 月

支部：関西支部、東海支部、北海道支部、関東支部、九州支部（設立準備中）

会員：601 社 5,588 事業所（※2019 年 8 月現在・第 2 期計画 1000 社、2 万事業所）

理事長：野口哲英 メドックスグループ 代表

専務理事：斉藤正行 ㈱日本介護ベンチャーコンサルティンググループ 代表取締役

理事：山本教雄 メディカル・ケア・サービス(株) 代表取締役 埼玉
理事：久野義博 (株)日本ヒューマンサポート 代表取締役 埼玉
理事：岩崎英治 (株)グレートフル 代表取締役 埼玉
理事：小川義行 イー・ライフ・グループ(株) 代表取締役 東京
理事：袴田義輝 HITOWA ケアサービス(株) 代表取締役 東京
理事：宮本剛宏 (株)ケアリッツ・アンド・パートナーズ 代表取締役 東京
理事：片山大輔 社会福祉法人横浜来夢会 理事長 神奈川
理事：荒井浩司 (株)サムエス 代表取締役 群馬
理事：池田元気 (株)元気な介護 代表取締役 北海道
理事：水戸康智 (株)MOE ホールディングス 代表取締役 北海道
理事：原口秀樹 (株)フロンティア 代表取締役 愛知
理事：林隆春 (株)アバンセライフサポート ファウンダー 愛知
理事：永井正史 社会福祉法人慶生会 理事長 大阪
理事：谷口直人 (株)日本介護医療センター 会長 大阪
理事：松本真希子 社会福祉法人あかね 理事長 兵庫
理事：森剛士 医療法人社団オーロラ会 理事長 (株)ポラリス 代表取締役 兵庫
理事：森永常夫 (株)ケア・ステーション 取締役 香川
理事：中牟田修二 (株)西日本介護サービス 取締役 福岡
参与：来栖宏二 アゼリーグループ 代表 東京
参与：糠谷和弘 (株)スターコンサルティンググループ 代表取締役 東京
参与：國本正雄 医療法人健康会 理事長 (株)健康会 代表取締役 北海道
参与：福元均 (株)クレアメディコ 取締役副社長 新潟
参与：山本左近 医療法人さわらび会 社会福祉法人さわらび会 副理事長 愛知
参与：穂満光男 一般社団法人まごころ福祉会 理事長 福岡
監事：徳田孝司 辻・本郷税理士法人 理事長 (公認会計士・税理士)
監事：田辺克彦 田辺総合法律事務所 代表パートナー (弁護士)

【活動目的】

持続可能な介護保険制度の実現に向け、医療との連携を図り、介護現場視点による制度、政策への提言・情報発信を行う。

【5大政策方針】

- ① 現場視点によるサービス品質向上を目的とした制度改革の推進
- ② 科学的介護手法の確立と高齢者自立支援の推進
- ③ 業務効率の向上を目指し、制度のシンプル化、介護現場の ICT 化・ロボット活用の推進
- ④ 介護職の処遇改善・ステータス向上等の人材総合対策の推進
- ⑤ 将来を見据え、海外・アジアの介護産業化の推進

以上